

福島第二原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2021年6月21日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要

(本頁以降、2021年4月28日公表資料からの変更点は赤字記載)

TEPCO

	基本的な対策
県内外移動	・3密回避の行動 ・感染予防・拡大防止の行動 ・東京圏への移動は慎重に判断 ・勤務地及び自宅周辺の感染者状況を踏まえ不要不急かどうかを各自がより慎重に判断 ・移動する場合は、事前に行動計画を上司に提出し、確認を受ける
行動記録	・接触する家族・本人を含めた行動歴の記録 ・正確な「行動記録の申請」運用の徹底
出張	・出張原則禁止 ・出張は発電所長が許可
単身赴任	・移動前の2週間の行動歴確認 ・移動中・移動先の3密回避 ・勤務地及び自宅周辺の感染者状況を踏まえ不要不急かどうかを各自がより慎重に判断 ・帰宅する場合は、事前に行動計画を上司に提出し、確認を受ける
異動者・県外からの新規入所作業員	・2週間前の行動履歴確認 ・入県前のPCR検査確認
会食	「3密（密集、密接、密閉）」「大人数」「不特定多数」を回避すること ・「緊急事態宣言」発出エリアでは「会食を厳に慎むこと」を強く要請 ・「まん延防止」適用エリアは「会食自粛」を強く要請 ・その他エリアでの「会食」はリスクを考慮の上、慎重に判断 ・2週間の行動履歴で問題ないと確認出来ない人との会食自粛を強く要請
視察	・2021年6月21日より視察者の受け入れ再開

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（1/4）

＜東京電力・協力企業共通＞

■ 食堂の対面喫食禁止（2020/3/5～）

- ・対面喫食による飛沫感染を防ぐため、座席の間引きを実施



■ 中央制御室に入室する際の対策

- ・運転員以外の入室を原則禁止
- ・手洗い消毒を厳守、マスク着用を義務化
- ・入室前の検温を実施（非接触型赤外線体温計）
- ・入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）



■ 感染予防・拡大防止

- ・手洗いおよび手指のアルコール消毒の励行、共用スペース使用後の消毒実施

■ 日常の健康管理と行動履歴の把握（2020/6/8～）

- ・3密を回避するとともに、外出時における行動歴を記録

■ 発電所への新規入所者管理（2020/7/1～）

- ・移動前2週間の行動歴の記録について移動先の上司が3密箇所へ行動歴がないことを確認



2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（2/4）

TEPCO

＜東京電力・協力企業共通＞

■ 新規入所者※のPCR検査の受検（協力企業作業員：2020/8/17～、社員：2020/10/1付けの異動者より）

- ・福島県外から福島第二原子力発電所へ新規入所する社員、協力企業作業員を対象に、県内移動前（発電所入所前）にPCR検査を受検し問題がないことを確認。 ※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く
- ・PCR検査受検不可の場合、来県前2週間の健康観察期間（非出社・在宅）を設け、問題がないことを確認したうえで入所を許可

■ 発電所入所時における検温の実施（2020/8/31～）

- ・発電所各所（正門、西門）において、入所前に検温を実施
- ・通勤バス利用者は、各乗車場所において、乗車前に検温を実施

■ 陽性者が出たときの対策

- ・感染者本人および濃厚接触者の非出社対応
陽性者本人および濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関および保健所の指示に従う
- ・陽性者が使用したエリアの消毒
陽性者が使用したエリアは、速やかに消毒
濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- ・陽性者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（3/4）

<東京電力・協力企業共通>

■ 県内外の移動の扱い（単身赴任者の帰宅等を含む）（2021/3/22～）

- ・ 移動の際は3密回避（極力マイカーを使用、公共交通機関利用時の空席利用）
- ・ 県外地域を移動する際は、移動先の感染者状況を踏まえ不要不急かどうかを各自がより慎重に判断することとし、事前に「行動計画書」を上司に提出し確認を受けた上で移動

■ 会食の扱い（2021/4/28～）

- 「3密（密集、密接、密閉）」「大人数」「不特定多数」を回避すること
 - ・ 「緊急事態宣言」発出エリアでは「会食を厳に慎むこと」を強く要請
 - ・ 「まん延防止」適用エリアは「会食自粛」を強く要請
 - ・ その他エリアでの「会食」はリスクを考慮の上、慎重に判断
 - ・ 2週間の行動履歴で問題ないと確認出来ない人との会食自粛を強く要請
- ※「会食」は飲酒を伴う複数人の会合や、マスクを外して大人数での「食事会」などを言う（屋内に加え、路上や公園等の屋外も含まれる）
家族など限られた少人数での食事は「会食」とは言わない

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（4/4）

＜東京電力＞

■ マスク着用義務（2020/2/19～）

- ・全所員に対し、マスク着用を義務化

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（2020/2/19～）

- ・全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- ・発熱等の風邪症状（咳、のどの痛み、鼻水など）がある者は出社を自粛するとともに職場管理者に報告し、関係者で共有

■ 出張の扱い（2021/1/8～）

- ・県外へのお出張および県外からの出張は原則禁止

■ 一部所員の在宅勤務の実施（2020/4/22～）

- ・所員を3班体制とし、その内の1班を在宅勤務によるテレワークを実施（2週間交替）

■ 独单身寮食堂の扱い（2020/3/3～）

- ・対面喫食による飛沫感染を防ぐため、座席の間引きを実施

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（4/4）

＜協力企業＞

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（2020/3/12～）

- ・各協力企業において、発熱等の風邪症状（咳、のどの痛み、鼻水など）が発生した場合には当社への報告を指示

■ メーカーおよび協力企業との面会自粛（2020/3/12～）

- ・メーカーおよび協力企業各社に不要不急の来訪を自粛頂くとともに、来社時にはマスク着用の協力を要請

3. 福島第二原子力発電所における当直体制について

- 交替要員を確保するため予備チームを設置
- 使用済燃料の安定冷却を維持するために、下記の対策により当直員罹患を回避
- 通勤の扱い（2020/2/21～）
 - ・ 通勤バスにおける3密回避のため、マイカーによる通勤に変更
- 運転員の執務環境
 - ・ 運転員と作業員の直接接触防止
 - ・ シフト交替時における引き継ぎ時間の短縮化
 - ・ 引き継ぎ前に除菌シート等による執務室を消毒
 - ・ 他エリアから独立した空調環境
- その他
 - ・ 感染防止の観点から事務本館への立ち入りを原則禁止
 - ・ エレベーターは1名のみで使用、または階段の使用

4. 福島第二原子力発電所における視察状況および各装備品の取扱いについて



■ 視察状況

- ・ 2021年6月21日より視察者の受け入れ再開

■ 各装備品の取扱い

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第二原子力発電所の作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保
- ・ 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第二原子力発電所の作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対策を実施中

以 上